

特定非営利活動法人 ConoCo 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ConoCo という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市伏見区京町2丁目206番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども、障害児・者、高齢者及びその家族その他支援を必要とする者に対して、教育、保育、発達支援、生活支援、就労支援、相談支援及び介護等に関する事業を行い、一人ひとりの尊厳と意思を尊重し、地域において安心して自立した生活を営み、社会参加できる環境の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 乳幼児のための教育・保育施設運営
 - ② 学童のための教育・保育施設運営

- ③ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
 - ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業及び地域生活支援事業
 - ⑤ 介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業
 - ⑥ 次世代育成支援対策推進法の実践に向けてのセミナー及びイベント事業
 - ⑦ 福祉・保育に関する知識及び技能向上のための研修事業
 - ⑧ 高齢者、障害者及び生徒・学生の保育参加に関する事業
 - ⑨ 保育士の雇用、能力開発及び派遣事業
 - ⑩ 保育所運営に関するコンテンツの開発、作成、運用及び販売
 - ⑪ この法人の活動に関する広報事業
 - ⑫ 大学その他の教育研究機関、企業、行政機関及び各種団体との連携による調査研究、共同研究、実証事業、人材育成、講演会、研修会及びイベント等の企画・実施並びに研究成果の普及及び活用に関する事業
 - ⑬ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
- ① 保育室を他者に有償で貸与する事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人及び個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人を賛助する意思をもって入会した任意の団体及び法人と個人

(入会)

- 第7条 この法人の正会員になろうとするものは、この法人の活動目的に真に賛同する者でなければならない。
- 2 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により理事長に申し込んだ上、2人以上の理事と面談することを要するものとし、理事長は、入会しようとするものが、前項の要件を満たす場合、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人～6人
- (2) 監 事 1人～2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者が
ある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押
印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合のほか、事業等の状況について協議するた
め、原則として2か月に1回を目途に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法
をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日

以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	矢野 隆司
副理事長	森 香菜絵
理 事	狭川 浩司
監 事	橋爪 由紀
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2006年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額

とする。

(1) 正会員（個人・任意の団体）	（法人）
・入会金 10,000 円	・入会金 100,000 円
・月会費 2,000 円	・月会費 20,000 円
(2) 賛助会員（個人・任意の団体）	（法人）
・入会金 5,000 円	・入会金 50,000 円
・月会費 1,000 円	・月会費 10,000 円

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

R8 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 ConoCo

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
①乳幼児のた めの教育・ 保育施設運 営	小規模保育施設「ConoCo 京町 のおうち」「ConoCo 桃山のお うち」「ConoCo 桃谷のおうち」 の運営	(A) 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 (B) ConoCo 京町 のおうち、ConoCo 桃山のおうち、 ConoCo 桃谷の おうち (C) 33 人	(D) 登園する 子ども及 びその保 護者 (E) 約 130 人	
②学童のため の教育・保 育施設運営	実施予定なし			
③児童福祉法 に基づく障 害児通所支 援事業及び 障害児相談 支援事業	・多機能型事業所(児童発達支 援事業及び放課後等デイサ ービス事業)の開所	(A) 令和 9 年 3 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 (B) (仮) 多機能型 事業所 ConoCo (C) 6 人	(D) 通所する 子ども及 びその保 護者 (E) 約 30 人	

④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業及び地域生活支援事業	実施予定なし			
⑤介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業	実施予定なし			
⑥次世代育成支援対策推進法の実践に向けてのセミナー及びイベント事業	実施予定なし			
⑦福祉・保育に関する知識及び技能向上のための研修事業	実施予定なし			
⑧高齢者、障害者及び生徒・学生の保育参加に関する事業	・近隣大学の大学生による保育見学及び保育体験参加	(A) 年1～2回 (B) ConoCo 桃谷のおうち (C) 9人	(D) 保育参加を希望する大学生 (E) 5～10名	

⑨保育士の雇用、能力開発及び派遣事業	実施予定なし			
⑩保育所運営に関するコンテンツの開発、作成、運用及び販売	実施予定なし			
⑪この法人の活動に関する広報事業	実施予定なし			
⑫大学その他の教育研究機関、企業、行政機関及び各種団体との連携による調査研究、共同研究、実証事業、人材育成、講演会、研修会及びイベント等の企画・実施並びに研究成果の普及及び活用に関する事業	・表彰文化論学会における親子休憩室の設置及び選書絵本展示企画	(A) 年 1 回 (B) 担当大学予定 (C) 2 人	(D) 学会の親子休憩室利用者及び学会参加者 (E) 約 300 人	
⑬その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
①保育室を他 者に有償で 貸与する事 業	実施予定なし		

R9 年度の事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 ConoCo

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
①乳幼児のた めの教育・ 保育施設運 営	小規模保育施設「ConoCo 京町 のおうち」「ConoCo 桃山のお うち」「ConoCo 桃谷のおうち」 の運営	(A) 令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 (B) ConoCo 京町 のおうち、ConoCo 桃山のおうち、 ConoCo 桃谷の おうち (C) 33 人	(D) 登園する 子ども及 びその保 護者 (E) 約 130 人	
②学童のため の教育・保 育施設運営	実施予定なし			
③児童福祉法 に基づく障 害児通所支 援事業及び 障害児相談 支援事業	・多機能型事業所(児童発達支 援事業及び放課後等デイサ ービス事業)の開所	(A) 令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 (B) (仮) 多機能型 事業所 ConoCo (C) 6 人	(D) 通所する 子ども及 びその保 護者 (E) 約 30 人	

④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業及び地域生活支援事業	実施予定なし			
⑤介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業	実施予定なし			
⑥次世代育成支援対策推進法の実践に向けてのセミナー及びイベント事業	実施予定なし			
⑦福祉・保育に関する知識及び技能向上のための研修事業	実施予定なし			
⑧高齢者、障害者及び生徒・学生の保育参加に関する事業	・近隣大学の大学生による保育見学及び保育体験参加	(A)年1～2回 (B)ConoCo 桃谷の おうち (C)9人	(D)保育参加を希望する大学生 (E)5～10名	

⑨保育士の雇用、能力開発及び派遣事業	実施予定なし			
⑩保育所運営に関するコンテンツの開発、作成、運用及び販売	実施予定なし			
⑪この法人の活動に関する広報事業	実施予定なし			
⑫大学その他の教育研究機関、企業、行政機関及び各種団体との連携による調査研究、共同研究、実証事業、人材育成、講演会、研修会及びイベント等の企画・実施並びに研究成果の普及及び活用に関する事業	・表彰文化論学会における親子休憩室の設置及び選書絵本展示企画	(A) 年 1 回 (B) 担当大学予定 (C) 2 人	(D) 学会の親子休憩室利用者及び学会参加者 (E) 約 300 人	
⑬その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①保育室を他 者に有償で 貸与する事 業	実施予定なし		

R8年度 活動予算書
2026年4月1日から 2027年3月31日まで
特定非営利活動法人ConoCo

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	33000		
賛助会員受取会費	0		33,000
2. 受取寄附金			
受取寄付金	40000		
その他	0		40,000
3. 受取助成金等			
保育対策等事業支援費	625,000		
物価高騰に伴う助成金	882,041		1,507,041
4. 事業収益			
A事業収益(保護者負担金)	10,056,280		
B事業収益(小規模保育給付費)	157,854,825		
C事業収益(新規事業給付費)	2,937,488		170,848,593
5. その他収益			
受取利息	21582		
雑収益	15000		36,582
経常収益計	172,465,216	0	172,465,216
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	97,725,017		
賞与手当	13,830,000		
法定福利費	15,980,305		
通勤費	3,617,411		
研修費	1,693,507		
福利厚生費	2,500,566		
人件費計	135,346,806	0	
(2) その他経費			
保育材料費	4,960,721		
給食費	3,510,426		
旅費交通費	563,536		
地代家賃	13,852,288		
水道光熱費	1,875,691		
リース料	580,800		
修繕費	187,000		
消耗品費・事務用品費	649,583		
減価償却費	2,261,250		
新聞図書費	26,620		
通信運搬費	1,153,362		
諸会費	269,648		
支払手数料	2,641,240		
保健衛生管理費	765,053		
交際費・会議費	389,592		
広告宣伝費	251,152		
雑費	75,578		
支払利息	117,153		
租税公課	2,670		
その他経費計	34,133,363		
事業費計	169,480,169	0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	6,000		
会議費	5,000		
雑費	1,000		
その他経費計	12,000		
管理費計	12,000		
経常費用計		0	169,492,169
当期経常増減額			▲2,973,047
当期正味財産増減額			▲2,973,047
前期繰越正味財産額			25,194,211
次期繰越正味財産額			22,221,164

R9年度 活動予算書
2027年4月1日から 2028年3月31日まで
特定非営利活動法人ConoCo

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	33000		
賛助会員受取会費	0		33,000
2. 受取寄附金			
受取寄付金	40000		
その他	0		40,000
3. 受取助成金等			
保育対策等事業支援費	625,000		
物価高騰に伴う助成金	882,041		1,507,041
4. 事業収益			
A事業収益(保護者負担金)	10,056,280		
B事業収益(小規模保育給付費)	157,854,825		
C事業収益(新規事業給付費)	29,374,880		197,285,985
5. その他収益			
受取利息	21582		
雑収益	15000		36,582
経常収益計	198,902,608	0	198,902,608
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	115,125,017		
賞与手当	16,830,000		
法定福利費	18,680,305		
通勤費	4,497,411		
研修費	1,693,507		
福利厚生費	2,500,566		
人件費計	159,326,806	0	
(2) その他経費			
保育材料費	4,960,721		
給食費	3,510,426		
旅費交通費	563,536		
地代家賃	15,252,280		
水道光熱費	1,875,691		
リース料	580,800		
修繕費	187,000		
消耗品費・事務用品費	649,583		
減価償却費	2,261,250		
新聞図書費	26,620		
通信運搬費	1,153,362		
諸会費	269,648		
支払手数料	3,181,240		
保健衛生管理費	765,053		
交際費・会議費	389,592		
広告宣伝費	251,152		
雑費	75,578		
支払利息	117,153		
租税公課	2,670		
その他経費計	36,073,355		
事業費計	195,400,161	0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	6,000		
会議費	5,000		
雑費	1,000		
その他経費計	12,000		
管理費計	12,000		
経常費用計		0	195,412,161
当期経常増減額			▲3,490,447
当期正味財産増減額			▲3,490,447
前期繰越正味財産額			22,221,164
次期繰越正味財産額			18,730,717